第9章　計画の目標値及び進行管理

9.1　目標指標設定の基本的な考え方

国が示す都市計画運用指針では、立地適正化計画の必要性や妥当性について、「あらかじめ市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する視点からも、計画策定にあたっては、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、計画の遂行により実現しようとする目標値を設定するとともに、目標値が設定された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。」とされています。

また、評価にあたっては「概ね 5 年ごとに施策の進捗状況や計画の妥当性等を評価しながら推進することが望ましい。」とされています。

9.2　各分野の目標指標

■まちづくりの基本方針1　誰にとっても暮らしやすい居住環境づくり

目標指標	現状値	目標値	備考
居住誘導区域内の人口密度	令和 2 年度 34.2 人/ha	令和 22 年度 推計値以上 30 人/ha	国土技術政策総合研究所 「将来人口・世帯予測ツール」より算出 23.9 人/ha(令和 22 年)
自主防災組織の人口カバー率	令和 7 年度 84.9%	令和 22 年度 100.0%	下呂市第三次総合計画基本構想と整合させて設定
防災士取得者数（累計）	令和 6 年度 278 名	令和 22 年度 440 名	下呂市第三次総合計画基本構想と整合させて設定

■まちづくりの基本方針2　すべての市民が利用しやすい新たな生活拠点づくり

目標指標	現状値	目標値	備考
公共交通の人口カバー率	令和 7 年度 82.0%	令和 22 年度 100.0%	下呂市第三次総合計画基本構想と整合させて設定
公共建築物累計面積	令和 7 年度 283,183 ㎡	令和 22 年度 169,726 ㎡	下呂市第三次総合計画基本構想と整合させて設定

9.3 計画の進行管理

都市再生特別措置法では、計画策定後の進行管理として、概ね 5 年ごとに計画に位置付けられた施策や事業の状況について調査・分析を行い、進捗状況や妥当性等を精査・検証することが望ましいとされています。

本市においても、本計画に基づいた効果的なまちづくりを進めていくため、計画の達成状況の確認、社会情勢の変化の反映、上位計画や下呂市都市マスタープランなどの個別・関連計画との整合・連携などにより、必要に応じて計画を見直し、持続可能な都市の構築に取り組んでいきます。
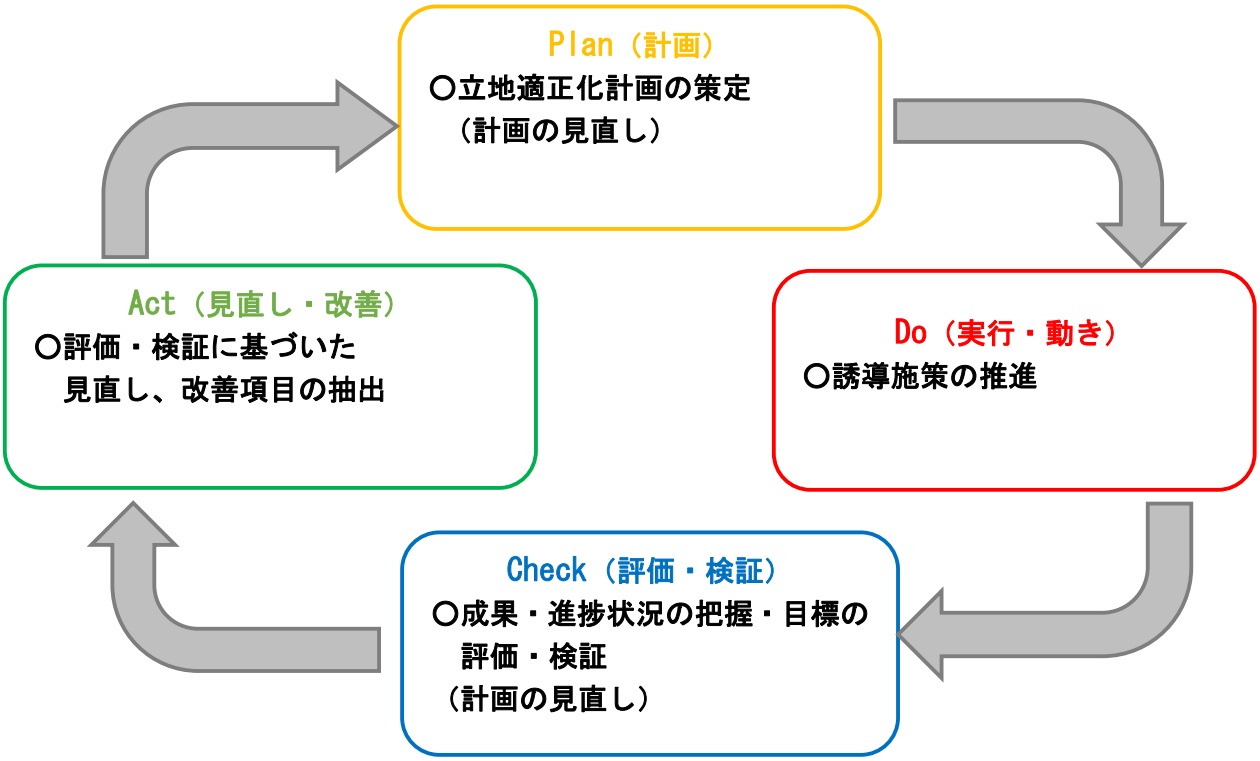
▼計画の進行管理の PDCA サイクル